

要求水準書

1 件名

特別区制 80 周年及び特別区協議会発足 80 周年記念特集誌の発行等業務委託

2 業務目的

特別区制 80 周年及び特別区協議会（以下「協議会」という。）発足 80 周年を記念し、特別区の自治の歩みや自治制度（特別区制度）等に関する研究者等の寄稿や資料、各種事業の成果等を記念特集誌としてとりまとめ、特別区制度に関する情報・知見の普及啓発及び協議会の PR を図るため、記念特集誌を発行する。

本誌は、特別区をはじめとする自治体職員、行政関係研究者をメインターゲットとする。

3 履行期間

契約締結日から令和 9 年 4 月 28 日（水）まで

なお、入稿については令和 8 年 11 月頃を予定する。その他、発行までのスケジュールの詳細は、事業者からの提案をもとに協議して決定する。

4 見積限度額

3,558,555 円

※上記金額は、本業務に係る打ち合わせ、原稿編集・校正・印刷製本・納品及び発送までに係る経費。また、当該業務により作成された成果物及びその過程で製作された製作物全ての著作権及びデザインの著作権は、二次使用も含めて、協議会に帰属し、それらに係る経費は全て上記金額に含む。

5 記念特集誌の構成（予定）

(1) 全体構成（案）

項目	内容	頁数想定
刊行にあたって	創刊のあいさつ	1 頁
目次	—	1 頁
特別寄稿	有識者からの寄稿文	16 頁程度
特集記事	記念座談会に関する記事	10 頁程度
関連資料	特別区制度に関する年表等	10 頁程度
関連資料	都区財政調整制度に関する論考	14 頁程度
関連資料	清掃事業移管経緯に関する資料	10 頁程度
事業報告	特別区協議会活動目録	40 頁程度
巻末	特別区協議会発行資料紹介等	1 頁
あとがき・奥付	—	1～2 頁

(2) その他

本文の頁数は若干変動する可能性がある。また、本文の頁数は図表・脚注等のレイアウトにより事業者が設定すること。

6 委託事項等

(1) 編集・発行に関する助言等

ア 本誌の目的・ターゲット等にふさわしい編集方針の提案を行うとともに、専門的な観点から編集・発行に関する助言を行うこと。

イ 委託者と協議の上決定した編集方針に基づき、組版のレイアウトサンプル等を提案しながら行程を進めること。

(2) 原稿の編集及び校正業務

ア 協議会が提供する原稿（A4版：word原稿を想定）をもとに、全体の体裁の統一を行うこと。

イ 目次、章立て、見出し、脚注の配置や体裁等を分かりやすく配置し、組版を行うこと。

ウ 納品物のうちPDFファイルについては、本文・脚注等にURLが含まれる場合、リンクを貼ること。

エ 校正において、誤字・脱字や各種権利の侵害に関する疑義等について専門的な見地からチェックを行うこと。

オ 原稿中に掲載されている図表等について、必要に応じ再作成すること。

カ 表紙のデザインは3案程度提案し、委託者との協議により作成すること。

(3) 印刷製本に関わる業務

ア 規格等

(ア) 印刷は原則として、表紙・背表紙・裏表紙は4色刷り、それ以外についてはモノクロ刷りとする。ただし、本文中の一部を4色刷りにすることも可とする。

(イ) 冊子は、A4版・並製本・あじろ綴じを基本とする。

(ウ) 表紙及び背表紙にはタイトル等を記載すること。

(エ) 表紙及び本文の用紙等の規格等については「企画提案書」に示すとともに、資料の内容等にふさわしいものを見本とともに提出すること。

イ 校正

文字校3回及び色校1回程度実施すること。

(4) 発送に関わる業務

ア 発送の際は、委託者の指示する送付文（A4判1枚）を印刷し、契約後指定する配布先一覧のあて先別に同梱の上、発送すること。

イ 梱包は発送先ごとに破損等のないよう個別梱包すること。

ウ 発送に係る費用は本契約に含むこと。

エ 納品完了時に、全ての発送先に発送（納入）が実施され、配達した記録等を委託者へ提出すること。

7 成果物及び納品

(1) 成果物

ア 印刷物 350 部

イ PDF ファイル 1 式

・AdobeReader 等で正常な状態で閲覧及び文字検索が可能な PDF ファイル(完成原稿の全頁及び表紙、巻頭・目次、各章、巻末等をわけたもの)を DVD-R 等で納品すること。

・PDF ファイルの容量は可能な限り軽量化することとし、10MB 以内に納めること。

(2) 発送先・納品及び部数(概算)

ア 印刷物 350 部

<内訳(予定)>

① 区関係者(23 区内) 100 部

② 研究者、研究機関等(主に都内) 100 部

③ 公益財団法人特別区協議会事業部 150 部

<発送先>

①及び③：公益財団法人特別区協議会事業部

②：契約後指定する配布先に委託者より直接発送

イ PDF ファイル 1 式

<納品先>

公益財団法人特別区協議会事業部

(3) 納品日

令和 9 年 4 月 28 日(水)

8 履行体制

(1) 本誌の発行目的を理解した上で、編集・発行に関する提案を行うことができる高い専門性と十分な実績を持った責任者及び担当者を配置し、迅速かつ正確に編集等を行うことができる体制を整えること。

(2) 入稿から編集、校正、印刷製本、納品及び発送までのスケジュール案を作成の上、「企画提案書」に示すとともに、受託後は協議会と協議し円滑な業務遂行に努めること。

(3) 本委託業務にあたる責任者及び担当者の経歴・実績等について「企画提案書」に示し、業務体制図(営業、編集、校正の担当者)を明示すること。

9 権利の帰属

(1) 本業務により作成された成果物及びその過程で製作された製作物等全ての著作権及びデザインの版権は、二次使用も含めて委託者に帰属するものとし、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

- (2) 成果物のデータについては、今後増刷や更新のために委託者が入札を実施し他事業者が落札した場合には、他事業者に提供することがある。

10 法令遵守事項、その他

- (1) 受託者は、本業務の履行において、各種法令を遵守しなければならない。
なお、個人情報については協議会の規程を遵守すること。
- (2) 本業務において使用する著作権、商標権、特許権等の知的財産権（以下「著作権等」という。）については、その権利を侵害しないよう、使用権を取得するなど適正な手続きを行うこと。
本業務においてデジタルデータを使用する場合は、著作権等が侵害される違法なコピー又はアップロードとならないよう、十分な対策を講じること。
- (3) 本業務のために得た資料、データ等については、本業務以外の目的で使用してはならない。また、第三者に公開、提供してはならない。
- (4) 委託者が提供した資料・データ等については、適切に授受、管理及び廃棄等を行うこと。
- (5) 協議会との合意のもと、編集作業以降の工程については一部再委託することができる。なお、一部再委託を行う場合は、事前に再委託先名及びその実績等の情報を協議会へ提供すること。
- (6) 受託者の故意又は過失により委託者又は第三者に損害を与えた場合、受託者は、委託者の責めに帰すべき事由によるものを除き、その責任及び賠償等の費用を負うものとする。
また、受託者の責任及び賠償等の費用負担は、本契約期間中はもとより契約期間満了後又は契約解除後も同様に発生するものとする。
なお、第三者との紛争が発生した場合、受託者の責任により交渉を行い、紛争解決に向けて誠意をもって対応すること。
- (7) 天災事変その他感染症等不測の事件により、当初の契約内容履行が困難となった場合（見込含む）は、その対応を速やかに担当者と協議すること。なお、天災事変その他の不測の事件といった委託者の責めによらない契約内容履行の中止、延期の場合、当初の契約内容に係る契約金等の支払いは行わない。ただし、当初の契約内容履行のためにかかった経費及び履行直前の中止により発生する費用等がある場合は、別途協議する。
- (8) 本書の記載事項に疑義が生じた場合又は記載事項に定めのない事項については、委託者と協議の上、決定すること。